

同志社大学スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

同志社大学は、教職員一人ひとりの積極的な大学運営への参画と、本学が進むべき方向性や施策を教職協働で考察することにより、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を目指す。

そのため、本学は、大学設置基準第42条の3^{※1}及び大学院設置基準第43条^{※2}の規定に基づくスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を下記のとおり整理したうえで推進する。

なお、その推進にあたっては、大学設置基準第25条の3に規定する研修及び研究（狭義のファカルティ・ディベロップメント。以下「FD」という。）並びに事務職員の研修制度等との相互補完性に留意する。

記

1. 用語の定義

(1) DOSHISHA DEVELOPMENT

キリスト教文化センターの教職員向け各種企画、SD、FD、職員研修制度等を包含した総称

(2) スタッフ・ディベロップメントA

大学執行部（学長、副学長、学部長、研究科長及び学長が任命する部館所室長並びに大学評議員）を対象とする研修等

(3) スタッフ・ディベロップメントB

大学執行部以外の職員を対象とする研修等

(4) 職員

専任教育職員、専任事務職員及び教職中間職員

(5) 教職中間職員

専門職員や技術職員と呼ばれ、これまでFDや職員研修のいずれの対象にもなっていない職員。本学においては正課授業科目の担当を職務としない専任教育職員や特定業務職員等。

2. 実施体制

(1) スタッフ・ディベロップメントA

ア 大学評議員を対象とする大学評議員SD研修会

イ 学長が任命する部館所長を対象とする部館所長SD研修会

(2) スタッフ・ディベロップメントB

ア SD推進・実施担当者^{※3}が各組織において実施する研修等

イ 同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進委員会（以下「SD委員会という。」）が実施する教職中間職員を対象とする特定スタッフ研修

3. SD委員会による検証等

(1) 同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進委員会申合せ第2条各号の規定に基づき、SDの推進に係る研修等を企画、実施し、実施結果を検証する。

(2) 全学的に知見を深めるため、研修等の実施内容を職員に積極的に発信する。

※1 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

※2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

※3 同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規第4条第1項から同第4項の規定に基づく。